

指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所 共通 重要事項説明書

こころケアプランセンター大井

1. 【事業者の概要及び営業時間】

法人名	社会福祉法人 恵雄会
法人本拠地	岐阜県恵那市岩村町2453-123
代表者	井口 智雄
事業所名	こころケアプランセンター大井
事業所番号	2171701325
事業所所在地	〒509-7202 岐阜県恵那市東野1212-4
連絡先	TEL 0573-38-1711 FAX 0573-25-8882
営業日 営業時間	(月)～(金) 8時30分～17時30分 (土) (日)年末年始休み
時間外連絡体制	特定事業所加算に伴う24時間連絡体制有
事業内容	居宅介護支援サービス及び介護予防支援サービス
実施地域	恵那市全域 中津川市 (坂本、阿木、中津川地区)
備考	総合事業のみの場合は地域包括支援センターからの委託に基づき実施

2. 【契約の目的と運営方針】

本契約は、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営めるよう、心身の状況や意向を踏まえた適切な居宅サービス計画（ケアプラン）または介護予防サービス計画を作成することを目的とします。運営にあたっては特定の事業者に偏ることなく、多様な事業所の中から利用者が主体的にサービスを選択できるよう公正中立に支援を行い、利用者の自己決定権を尊重した誠実な対応に努めます。

3. 【職員体制・資格等】

管理者及び常勤・専従の介護支援専門員を配置、特定事業所加算Ⅱの基準を満たす体制で支援を行います。職員は訪問の際、常に介護支援専門員証を携帯し、利用者又は家族の求めに応じて提示します。

管理者	西尾 亮 (主任介護支援専門員と兼務)
主任介護支援専門員	2名
介護支援専門員	2名
職員合計人数	4名 (管理者含む)

4. 【サービス提供の手順】

- ①課題分析（アセスメント）：居宅を訪問し利用者・家族の状況や希望を把握・分析します。
- ②ケアプラン作成：居宅サービス計画（ケアプラン）又は介護予防サービス計画（原案）を作成します。
- ③担当者会議：サービス事業者等と連携し、会議を行い内容の妥当性を検討・調整します。
- ④同意・交付：計画内容を説明し、同意を得た上で利用者及び事業者へ交付、サービスを開始します。
- ⑤モニタリング：月1回以上訪問（予防は3カ月に1回）し計画の実施状況や変化を確認します。
※状態が安定かつ要件を満たし同意を得た場合、テレビ電話等の活用で訪問を3カ月に1回（予防は6カ月に1回）とすることが可能です。居宅訪問のない月は非対面でのモニタリングとなります。

5. 【利用料金（令和6年度報酬改定対応）】居宅介護支援費一覧表

（1単位10円換算/一ヶ月あたり）

利用者様の区分（要介護度）	10割（全額）の金額	自己負担額
居宅介護支援（I i 1）要介護1・2	10,860円	0円
居宅介護支援（I i 2）要介護3・4・5	14,110円	0円
介護予防支援（II）要支援1・2	4,720円（委託時4,420円）	0円
特定事業所加算II	4,210円	0円
初回加算	3,000円	0円
入院時情報連携加算I・II	2,000～2,500円	0円
退院・退所加算I～III	4,500～9,000円	0円
通院時情報連携加算	500円	0円
ターミナルケアマネジメント加算	4,000円	0円

※利用料金は原則として全額介護保険給付されますが、保険料滞納がある場合は一旦全額を支払いいただき、後日、市町村へ申請し払い戻しを受ける「償還払い」となります。また、介護保険法の改正により、利用料金やサービス内容の基準が変更になる場合があります。その場合は変更内容を書面にて通知します。

6. 【サービス相談窓口・苦情受付】

相談や苦情を受け付ける専用窓口を設置し、迅速かつ誠実に対応します。当事業所での解決が困難な場合は、市町村や国民健康保険団体連合会と連携し、適切な解決を図ります。

相談窓口		受付時間
当事業所	担当者 西尾 亮	平日 8時30分～17時30分
当法人	社会福祉法人 恵雄会	平日 8時30分～17時15分
市町村	恵那市 高齢福祉課	平日 8時30分～17時15分
公的機関	岐阜県国民健康保険団体連合会	平日 8時30分～17時15分

7.【ハラスメントの禁止】

適切なサービス提供のため担当者を配置し研修の実施等により職員のハラスメント防止体制を整えます。同時に利用者や家族による、職員への暴言、暴力、性的な言動・過度な要求等のカスタマーハラスメントは固く禁止し、改善が見られないなど安全な支援が困難な場合は、契約を解除することがあります。

8.【事故発生時の対応】

事故発生時は速やかに市町村・家族・主治医等へ連絡し、必要な措置を講じます。またサービス提供中に事業者の過失により損害を与えた場合は、速やかにその賠償を行います。

9.【業務継続計画（BCP）】

感染症や災害時もサービスを継続できるよう業務継続計画（BCP）を策定し、定期的な研修や訓練を通じて迅速な対応体制を整えます。

10.【感染症対策】

感染症対策委員会を設置し、指針の整備や研修を通じて発生・まん延防止に努めます。万一の発生時は、速やかに医療機関や行政機関と連携し、利用者の安全確保に最優先で対応します。

11.【虐待の防止】

虐待防止委員会を設置し指針の整備や定期的な研修を通して利用者の人権擁護と虐待防止を徹底します。また、虐待の兆候や疑いがある場合は、速やかに市町村へ通報し、適切な措置を講じます。

12【身体拘束の適正化】

身体拘束は原則禁止とし、やむを得ず行う場合は、切迫性・非代替性・一時性の3条件を満たす場合に限り組織的に判断し、本人・家族へ説明した上で最小限の範囲で実施することがあります。状態・時間・理由を記録し保存します。また常に早期解除に向けた支援内容の再検討を継続します。

13.【資質向上と多様な支援への連携】

計画的な研修等により専門性を高め、ヤングケアラー、障害者、生活困窮者、難病などの多様な課題に適切に対応します。また地域ケア会議への参加や多職種との連携を通じ、必要に応じて最適な専門機関へ繋ぐ支援体制を構築します。

「※本重要事項説明書は、後述の指定居宅介護支援および指定介護予防支援契約書と一体をなすものであり記録の整備・閲覧や損害賠償等の詳細については、契約条項の定めに従うものとします。」

指定居宅介護支援事業所・指定介護予防支援事業所 共通サービス利用契約書

こころケアプランセンター大井

第1条【契約の目的】

本契約は、事業者が利用者に対して介護保険法に基づく居宅介護支援または介護予防支援を提供し、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことを支援することを目的とします。

第2条【契約の成立】

本契約は、利用者が重要事項説明書について説明を受け、その内容を十分に理解し、同意した上で締結されるものとします。

第3条【契約期間】

本契約の期間は契約締結の日から、利用者の介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。認定の更新または区分変更がなされた場合は、本契約は同一条件にて更新後の認定有効期間満了日まで自動的に延長されるものとします。

第4条【サービス内容】

事業者は、利用者の心身の状況、生活環境、本人および家族の意向を踏まえ、居宅サービス計画または介護予防サービス計画を作成し、必要に応じて見直しを行います。また、関係機関やサービス事業者との連絡調整を行い、適切なサービスが円滑に提供されるよう支援します。

第5条【利用者の協力義務】

利用者および家族は、適切な支援を行うため、心身の状況や生活状況等について、事業者に正確な情報を提供するものとします。

第6条【記録の整備および閲覧】

事業者は、サービス提供に関する記録を作成し、適切に管理します。利用者またはその家族から請求があった場合は、記録の閲覧または写しの交付に応じます。記録は最終記録作成日から5年間保存します。

第7条【代理人の選任】

利用者が単独で契約等の判断を行うことが困難な場合、その意思を代弁する代理人を定めることができます。ただし、成年後見人等が選任されている場合は、その権限を優先します。

第8条【契約解除】

利用者は理由を問わず、7日前までに通知することにより、本契約を解除することができます。入院や施設入所など、やむを得ない事情がある場合は、直ちに解除することができます。事業者は、事業の廃止、転居その他正当な理由がある場合、30日前までに通知し、本契約を解除することができます。また、利用者や家族によるハラスメント等により、安全な支援の継続が困難と判断される場合は、十分な協議を行った上で解除することがあります。

第9条【損害賠償】

事業者は、サービスの提供に伴い自己の責に帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合は速やかに賠償します。又、利用者が故意又は重大な過失により事業者に損害を与えた場合、事業者は利用者に対し損害の賠償を請求することができるものとします。

第10条【協議解決】

本契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、利用者・事業者双方が誠意をもって協議し、円満な解決を図るものとします。

【代行申請等に係る委任事項】

利用者は、介護保険の各種申請（新規・更新・区分変更等）及び施設等への入所申込に係る一切の手続きを事業者に委任し、事業者はこれを無償で代行します。

【個人情報の取扱いおよび秘密保持】

事業者は、業務上知り得た利用者および家族の個人情報を適切に管理し、正当な理由なく第三者に開示または漏えいしません。サービス提供に必要な範囲において、関係機関、医療機関、サービス事業者等と個人情報を共有する場合は、あらかじめ利用者の同意を得た上で、必要最小限の範囲に限定します。この守秘義務は、本契約終了後も継続して遵守するものとします。

【同意・署名欄】

（重要事項説明書・サービス利用契約書・代行申請等に係る委任事項・個人情報の取扱い一括同意書）

私は、重要事項説明書、サービス利用契約書及び、代行申請に係る委任事項及び、個人情報の取扱いについて説明を受け、その内容を理解し、同意の上で契約を締結します。

契約日 年 月 日

【利用者（本人）】

住所

氏名

【代理人等（該当する場合）】 代理人 代筆者 後見人 家族

住所

氏名

【事業者】 〒509-7202
岐阜県恵那市東野1212-4
社会福祉法人 恵雄会
こころケアプランセンター大井

説明者氏名

2026年2月1日 改訂